

【総論、自己資本比率計算】

【第2章～第5章（国際統一基準及び国内基準）関係】

<暗号資産>

【関連条項】第5条

第5条-Q14 資金決済法上の暗号資産の自己資本比率規制上の取扱いを教えてください。(令和4年10月19日追加)
--

(A)

暗号資産は、自己資本比率告示上は無形固定資産（第5条2項1号イ他）に準じる取扱いとして、当分の間、普通株式等Tier1資本に係る調整項目又はコア資本に係る調整項目として、自己資本比率計算の分子から控除（自己資本控除）します。

ただし、最終指定親会社については、当分の間、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件(平成19年金融庁告示第59号)」に準じた取扱いとします。